

グループホーム優和の郷・信

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 第0197400120号)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 (介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

法人名	社会医療法人アンリー・デュナン会
	北海道深川市あけぼの町1番1号
	0164-23-0001
代表者氏名	理事長 永倉 隆太郎
設立年月日	昭和54年4月12日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホーム優和の郷・信
事業所の種類	指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所所在地	北海道深川市あけぼの町1番35号
介護保険指定 事業所番号	第0197400120号
管理者の氏名	大谷内 雅美
電話番号	0164-34-5767
FAX番号	0164-34-5768

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	認知症によって自立した生活を営むことが困難な方に対して、家庭的な環境のもとで、その方の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。
-------	---

運 営 の 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行います。 ・利用者の認知症状の進行の緩和、又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。 ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
-----------	---

(3) 事業所の施設概要

建 築	木造平屋 743.18㎡
敷 地 面 積	2,183.18㎡
開 設 年 月 日	平成29年5月15日
ユ ニ ッ ト 数	2ユニット

<主な設備等>

居 室 数	2ユニット 18室
居 室 面 積	居室13.10㎡ 収納1.08㎡
居 間 兼 食 堂 (共同生活室)	葵ユニット81.51㎡ 藤ユニット62.37㎡
小 上 が り	8.51㎡
キ ッ チ ン	2箇所
ト イ レ	7箇所
浴 室	2箇所 (浴室7.49㎡、脱衣室5.47㎡)
洗 面 コ ー ナ ー	2箇所
洗 濯 室	2箇所
事 務 室	26.73㎡

(4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24時間体制
日 中 時 間 帯	6時～22時
利用定員内訳	18名 葵ユニット9名、藤ユニット9名

(5) 事業所の職員体制

管 理 者	大谷内 雅美
-------	--------

職	職 務 内 容	人 員 等
管 理 者	業務管理、利用申し込みの指示調整 サービス実施状況の把握	1名 (常勤)
計 画 作 成 担 当 者	介護計画の作成	1名以上 (常勤) 介護従事者と兼務
介 護 従 事 者	日常生活の介護サービスの提供	12名以上 (常勤又 は非常勤)

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 計画作成後においても、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事		<ol style="list-style-type: none"> 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、食事を提供いたします。 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。
	入浴の提供及び介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等	<ol style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 シーツ交換は、定期的(週1回程度)行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。

そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、行事等を共同で行うよう努めます。 3 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者・家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 4 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。
-------	---

(2) 介護保険給付サービス利用料金

《認知症対応型共同生活介護費》

・共同生活住居数が2

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
II	要介護1	753	7,530円	753円	1,506円	2,259円
	要介護2	788	7,880円	788円	1,576円	2,364円
	要介護3	812	8,120円	812円	1,624円	2,436円
	要介護4	828	8,280円	828円	1,656円	2,484円
	要介護5	845	8,450円	845円	1,690円	2,535円

《介護予防認知症対応型共同生活介護費》

・共同生活住居数が2

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
II	要支援2	749	7,490円	749円	1,498円	2,247円

(3) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

《認知症対応型共同生活介護》

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	300円	30円	60円	90円	入居後30日間に限り算定する1日当たりの加算料金です。

要介護度による区分なし	医療連携体制加算（Ⅰ）ハ（介護予防の方は医療連携体制加算はありません）	37	370 円	37 円	74 円	111 円	事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により看護師を1名以上確保し、日常的な健康管理や、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応が取れる等の体制を整備している場合に算定する加算料金です。
	医療連携体制加算（Ⅱ）（介護予防の方は医療連携体制加算はありません）	5	50 円	5 円	10 円	15 円	特定の医療的ケアが必要な利用者の受入れを行う場合に算定する加算料金です。
	（重度化した場合における対応に関する指針）						
<p>①急性期における医師や医療機関との連携体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎疾患の重度化または新たな疾患の発症等が発生した場合、状況に応じてかかりつけ医、医療機関へ連絡し指示を仰ぎます。その際に医師から通院及び入院の指示があった場合、その指示に従い家族へ連絡をとり状況を説明、その後ご家族と共に医師より治療方針・治療期間等の説明を受けます。 入院直後もしくは入院後1カ月をめぐり、入院先の医療機関に治療方針、状況を確認。状況に合わせて本人、家族、管理者等で相談し、その後の方向性（再入居、退居等）を意向に沿った形で検討させていただきます。 ※なお、居室のお取り置き期間は最長3ヶ月とさせていただきます。 当施設におけるオンコール体制は、管理者が看護師、協力医療機関（その他医療機関）と連携し、24時間対応いたします。 <p>②入院期間中におけるグループホームの家賃や食事代等の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院期間中、居室を確保しておく場合、確保している期間の家賃及び管理費をお支払いいただきます。その際、食事代、おやつ代、水道光熱費、任意選択利用料についてのお支払いはございません。 ※なお、利用者が入院後3ヶ月以内に退院することが見込まれ、退院後の再入居の受け入れ体制を当施設が整えている場合、利用者の入院期間中の体制加算が請求されます。 							
退居時情報提供加算	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円	医療機関へ退居する利用者について、退居後の医療機関に対して利用者を紹介する際、利用者等の同意を得て、当該利用者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に利用者1人につき1回に限り算定する加算料金です。	

退居時相談 援助加算	400	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	利用期間が1月を超える利用者が退居する際に、退居後の居宅サービス又は地域密着型サービス、その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に対して情報を提供した場合に算定する加算料金です。
サービス 提供体制強化 加算 (I)	22	220 円	22 円	44 円	66 円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に算定する1日当たりの加算料金です。
科学的介護 推進加算	40	400 円	40 円	80 円	120 円	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、フィードバックの活用によりサービス計画書の見直しやサービスの質の向上を図る取り組みを行った場合に算定する1月当たりの加算料金です。
生産性向上推進 体制加算(II)	10	100 円	10 円	20 円	30 円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合に算定する加算です。
利用者の入院 期間中の体制	246	2,460 円	246 円	492 円	738 円	利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じ、入院後3月以内に退院することが見込まれる利用者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合に、1月に6日を限度として算定する1日当たりの加算料金です。
口腔・栄養 スクリーニング 加算	20	200 円	20 円	40 円	60 円	利用者に対し、利用開始日及び利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該利用者に係る情報を計画作成担当者に共

							有した場合に6月に1回を限度として算定する1回当たりの加算料金です。
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 155/1000	所定単位数の 155/1000	介護保険自己負担分合計の 155/1000	介護保険自己負担分合計の 155/1000	介護保険自己負担分合計の 155/1000	介護保険自己負担分合計の 155/1000	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。

(4) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

ア 基本利用料	
①家賃	1,600円/日
②食事代	1,480円/日 (朝食440円/回、昼食540円/回、夕食500円/回) 外泊・入院等により食事を摂らない場合はいただきません。
③おやつ代	100円/日 外泊・入院等によりおやつを摂らない場合はいただきません。
④水道光熱費	900円/日(共用部分含み、冷暖房費含む) 外泊・入院等により事業所に終日いない日にはいただきません。
⑤管理費	200円/日 (消耗器具、備品、修繕費、車両等の維持管理費及び各種施設の保守点検費等)
⑥その他	実費 日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収します。
イ 任意選択利用料	
①日常生活費	115円/日 (シャンプー・リンス・ボディソープ提供及び、タオル、バスタオルの洗濯リース料)
②衛生費	100円/日 (布団カバー、枕、枕カバー、シーツの洗濯リース料)
③医療機関受診付添費	協力医療機関 無料 市内医療機関 1,800円/時間 市外医療機関 2,300円/時間
④移送費	市内 1,500円/片道 市外 200円/km
⑤買い物代行費	1,100円/回
⑥オムツ・オムツ以外の補助物代	実費
⑦施設内外でのレクリエーション代	実費

⑧医療保険適応外自費 検査料	実費（感染症等）
⑨その他	日常生活において通常必要となるものに係わる費用で利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収します。

※利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。

※法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付します。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

①利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
②利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 利用者は、請求月の25日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）事業者指定口座への振り込み （振込手数料はご家族負担となります。）</p> <p>（イ）現金支払い</p> <p>イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から3週間以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

5 入退居に当たっての留意事項について

(1) 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の対象者は、要介護（要支援2）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。

- ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

(2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。

- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

6 衛生管理等について

①衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

②感染症対策マニュアルについて

ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアル並びに業務継続計画（感染症）を整備し、半年に1回開催の感染対策委員会（研修会）を通し、従業者に周知徹底しています。

③他関係機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

7 緊急時の対応方法について

指定認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】	医療機関名 深川第一病院 所在地 深川市あけぼの町1番1号 電話番号 0164-23-3511
【協力歯科医療機関】	医療機関名 深川第一病院歯科・歯科口腔外科 所在地 深川市あけぼの町1番1号 電話番号 0164-23-3516

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護等(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

9 非常災害対策について

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に備えて、消防計画、業務継続計画（風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。（毎年2回）

10 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 利用者及びその家族からの相談又は苦情等に対する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置相談、苦情に対する常設の窓口として、管理者が対応する。
但し、管理者が不在の時は介護主任が対応する。
上記の者が不在の時は基本的な事情については誰でも対応できるようにすると共に、必ず管理者に報告する。

管理者 大谷内 雅美

不在時 介護主任

グループホーム 優和の郷・信 TEL 0164-34-5767

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制と手順

- ・事業所内において、管理者を中心として相談、苦情処理のための会議を開催する。
- ・サービスを提供した者からの概要説明を行う。
- ・問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行う。
- ・管理者は同様の苦情等が再度起らぬよう、事業所内の周知徹底を図る。

(3) その他参考事業

苦情が出された場合は、誠意をもって対応するものとし、苦情まで至らないケースであっても、利用者から希望や相談等があった場合、事例検討会等の検討資料とし、以後のサービス提供に資するよう工夫する。

利用者に満足いただけるようなサービスを提供できるよう、従業員の健康管理にも配慮する。

【市町村（保険者）の窓口】 深川市役所 高齢者支援課	所在地 深川市2条17番17号 電話番号 (0164) 26-2238(直通) ファックス番号 (0164) 22-8134(代表)
【公的団体の窓口】 北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 6階 電話番号 (011) 231-5161

11 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

12 虐待の防止について

- ① 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待を防止するため、従業者に対する研修を実施します。(年2回以上)

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備に努めます。

(3) その他虐待防止のために必要な措置に努めます。

上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。

担当者：大谷内 雅美

- ② 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

13 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。また事業者として、身体束縛をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

14 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」という。)を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

15 サービス提供の記録について

- ① 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
- ③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

16 利用にあたっての留意事項について

- ① 利用者の外出・外泊は自由ですが、食事等の準備がありますので事前にご連絡ください。
- ② 住居利用については設備・備品等は大切に使用して下さい。設備・備品等を破損した場合には弁償していただくことがあります。
- ③ 敷地内全面禁煙となっておりますので喫煙はお断りしています。
- ④ 他の利用者に精神的・肉体的に影響を与える暴力行為・迷惑行為(大声を上げる等)があった場合、介護の工夫を行っても改善されない場合は退居していただく場合があります。
- ⑤ 居室内に収納はありますが、使い慣れた家具等を使用したい場合は、居室に入る範囲で持参して下さい。また事業所は現金・預貯金の管理はいたしません。持参品・所持金については利用者のご家族の管理となりますので、紛失・破損等は一切の責任を負いません。
- ⑥ 退居時に居室のクリーニング代が別途かかります。

介護サービス利用の皆様へのお願い

介護職員への「ハラスメント」が全国的な問題となっています。

介護サービス事業所は、サービスを利用される方やそのご家族等と信頼関係を築きながら、利用者の皆様が安心して生活が出来るよう日々支援を行っています。

一方で、近年、介護の現場では、一部の利用者やご家族等による**介護職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメント**などの発生が問題となっています。

ハラスメント行為は介護職員の尊厳や心身を傷つけるだけでなく、利用者の皆様ご自身の継続的で円滑なサービス利用の支障にもなり得ます。

サービスを適正に利用いただき、介護職員が安心して働くことができるよう皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次のような行為があれば、ハラスメントに該当し、サービスの提供に支障がおよぶ場合もあります。

身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす、またはその恐れのある行為 [例] ○ たたく、ける、手をひっかく、つねる ○ 物を投げつける、つばを吐く
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける行為 [例] ○ 大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で接する ○ 理不尽な要求をする、特定の職員にいやがらせをする
セクシャルハラスメント	意に添わない性的誘い掛け・嫌がらせ行為、好意的態度の要求等 [例] ○ 必要もなく身体をさわる、抱きしめる ○ 卑猥な言動を繰り返す、猥褻な図画を見せる

当施設では、上記の行為が発覚した場合サービスの提供をお断りする場合があります

利用者様並びに御家族様へ

当施設では利用者様が快適な入居生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さいますよう、お願い申し上げます。



【高齢者の特徴に関して】

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷の恐れがあります。
- グループホーム 優和の郷・信では、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性ががあります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。



- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血がしやすい状態にあります。

- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢に伴う脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。



当施設では、上記に対しても十分心得て看護・介護を行っておりますが、このことは、ご自宅でも起こりうることでありますので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明でわからないことがございましたら、ご遠慮なく管理者・介護職員にお尋ねください。

グループホーム 優和の郷・信
管理者 大谷内 雅美

利用契約書・申込書の極度額（上限額）の設定について

2020年4月1日より民法改正が施行されることに伴い、当法人では2020年4月1日以降に当法人が提供するサービスを利用される利用者様には入院申込書・利用契約書の連帯保証人の極度額（上限額）を入院・入所系サービスについては30万円/月、通所系サービスについては10万円/月と設定させていただく事になりましたのでお知らせ致します。

尚、法務省より保証に関する民法改正案内のパンフレットより一部抜粋したものを以下のとおり掲載しますので、参照下さい。

2020年4月1日から保証に関する民法のルールが大きく変わります。 極度額(上限額)の定めのない個人の根保証契約について

「根保証契約」とは、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約をいいます。

例えば、保証人となる時点では、現実にはどれだけの債務が発生するのかがはっきりしないなど、どれだけの金額の債務を保証するのかが分からないケースをいいます。

例えば、次のようなケースが根保証契約に該当することがあります。

- ①子どもがアパートを賃借する際に、その賃料などを大家との間で親がまとめて保証するケース
- ②会社の社長が、会社の取引先との間で、その会社が取引先に対して負担する全ての債務をまとめて保証するケース
- ③親を介護施設に入居させる際に、その入居費用や施設内での事故による賠償金などを介護施設との間で子どもがまとめて保証するケース



根保証契約を締結して保証人となる際には、主債務の金額が分からないため、将来、保証人が想定外の債務を負うことになりかねません。

そこで、次のようなルールが設けられています。

※なお、主債務に貸金等債務（金銭の貸渡しや手形の割引を受けることによって負担する債務）が含まれる根保証契約については、既に、2005年4月1日から、今回のルールよりも更に厳しいルールが設けられています。このルールは、今回の民法改正の後も変わりません。

極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効

個人（会社などの法人は含まれません）が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があります。

極度額は、「〇〇円」などと明瞭に定めなければなりません。

保証人は極度額の範囲で支払の責任を負うことになるので、保証をする際には、極度額に注意を払いましょう。

また、極度額を定めないで根保証契約を締結してしまうと、その契約は無効となり、保証人に対して支払を求めることができないことになるので、債権者にとっても注意が必要です。



重要事項説明の同意書

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、利用者に説明を行いました。

	事業所名	グループホーム 優和の郷・信
	事業所所在地	深川市あけぼの町1番35号
	説明者職氏名	印

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	〒
	氏名	印

代理人	住所	〒
	氏名	印